

住民基本台帳施行条例における独自利用事務の追加について

1 諮問する趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（以下「マイナンバー法施行条例」という。）における独自利用事務の規定に伴い、住民基本台帳法施行条例（以下「住基法施行条例」という。）別表第一及び別表第二に掲げる知事及び知事以外の県の執行機関が住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の本人確認情報を利用できる事務に、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第30条の15第1項第2号及び第2項第2号の規定に基づき、マイナンバー法施行条例の独自利用事務を追加することについて、住基法第30条の40第2項の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会に審議を求めるもの。

2 個人番号と住基ネットの関係について

個人番号（以下「マイナンバー」という。）は、国民一人ひとりに付番される番号のであり、平成28年1月1日から利用が開始されている。

また、平成29年7月からは行政機関相互においてマイナンバーを介した「情報連携」が開始される予定となっており、それにより、社会保障、税、災害対策の手続で、住民票の写しや所得証明書などの添付が不要となるなどの「国民の利便性の向上」に資するとともに、各機関においてこれまで実施していた情報の照合等の時間、労力の削減による「行政の効率化」等の効果が期待されている。

なお、マイナンバーは住基ネットにおいて、本人確認情報の一つとして管理されており、マイナンバーを利用して事務を行うにあたっては、申請者本人から取得できない場合、住基ネットからマイナンバーを取得する必要がある。

【住基ネットで管理する本人確認情報】

住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード、マイナンバー（H28.1.1に追加）

3 マイナンバーの利用事務

（1）マイナンバーの利用範囲

行政機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）に規定されている法定事務のほか、地方公共団体が条例で定める事務（独自利用事務）においても、マイナンバーを利用することができる。

（2）本県におけるマイナンバー法施行条例

本県では、平成27年12月議会において、マイナンバー法施行条例を制定し、7事務を独自利用事務として定めた。以降平成28年6月議会にて3事務を追加、9月議会においても1事務を追加する予定としている。

【マイナンバー法施行条例の独自利用事務（計11事務）】

●知事が執行機関である事務（7事務）

- ① 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
- ② 肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務
- ③ 徳島県心身障害者扶養共済条例による掛金の額の減額に関する事務
- ④ 私立高等学校等授業料軽減に関する事務
- ⑤ 私立高等学校等就学支援金（学び直し支援金）の支給に関する事務
- ⑥ 私立高等学校等奨学給付金の支給に関する事務
- ⑦ 不妊治療に要する費用の助成に関する事務【平成28年9月議会提案予定】

●知事以外が執行機関である事務（4事務）

- ① 特別支援教育就学奨励費（補助金）の支給に関する事務（教育委員会）
- ② 徳島県奨学金貸与条例による奨学金の貸与に関する事務（教育委員会）
- ③ 公立高等学校等就学支援金（学び直し支援金）の支給に関する事務（教育委員会）
- ④ 公立高等学校等奨学給付金の支給に関する事務（教育委員会）

4 住基法施行条例の改正について

マイナンバー法施行条例の独自利用事務（計11事務）において、県が対象者のマイナンバーを含む本人確認情報を住基ネットを通じて確認するためには、住基法に基づき、住基法施行条例においても、同様に独自利用事務として規定する必要がある。

※なお、マイナンバー法の法定事務については、既に住基法においても規定されており、住基ネットを通じて本人確認情報を確認できることとなっている。

5 施行期日

マイナンバー法施行条例の独自利用事務に係る規定の施行期日と同様とする。

マイナンバー法施行条例では、独自利用事務の施行日は「マイナンバー法施行附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日」とされており、マイナンバー法の公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日となる。（H29.5.30 まで）

徳島県個人情報保護審査会への諮問根拠について

- 1 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の本人確認情報を利用する場合には、住民基本台帳法に規定されている事務のほか、各都道府県において条例で事務を規定することにより、利用することができる。

○住民基本台帳法

（本人確認情報等の利用）

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により、個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。

二 条例で定める事務を遂行するとき。

三・四 （略）

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 （略）

二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

三・四 （略）

○住民基本台帳法施行条例

（本人確認情報を利用することができる事務）

第二条 法第三十条の十五第一項第二号の条例で定める事務は、別表第一のとおりとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務）

第四条 法第三十条の十五第二項第二号の条例で定める知事以外の執行機関及び事務は、別表第二のとおりとする。

- 2 今般、本県において、条例に規定する利用事務を追加しようとするため、住民基本台帳法第30条の40第2項及び住民基本台帳法施行条例第6条の規定により、貴審査会の意見を求めるもの。

○住民基本台帳法

（都道府県の審議会の設置）

第三十条の四十 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

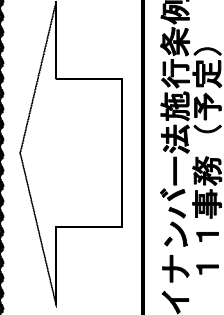
3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

○住民基本台帳法施行条例

（本人確認情報の保護に関する審議会）

第六条 徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）第五十条第一項に規定する徳島県個人情報保護審査会は、法第三十条の四十第一項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会とする。

住民基本台帳法及びマイナンバー法の事務整理

区分	法定事務	県独自利用事務
住民基本台帳関係	<p>○住民基本台帳法 (住民基本台帳システム調査委員会)</p> <p>約300事務 国、都道府県、市町村による利用 うち 本県利用可能事務 66事務 本県利用事務 44事務 ・旅券事務、被爆者援護事務 他 ⑦実績 13事務 15, 869件</p>	<p>○住民基本台帳法施行条例 (県個人情報保護審査会)</p> <p>16事務 ・心身障害者扶養共済制度条例による年金支給関係事務 他 ⑦実績 4事務 510件</p>
マイナンバー関係 (個人情報保護委員会)	<p>○マイナンバー法 約100事務 うち県利用予定 約40事務</p>	<p>11事務(予定) - 28年11月議会予定 11事務</p>  <p>○マイナンバー法施行条例 11事務(予定) 1事務 - 28年9月議会 1事務 - 28年6月議会 3事務 - 27年12月議会 7事務</p>

* マイナンバー法施行条例による事務

【28年9月議会(予定)】

①不妊治療に要する費用の助成に関する事務

【28年6月議会】

①肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務

②徳島県心身障害者扶養共済制度条例による掛金の額の減額に関する事務

③徳島県奨学金貸与条例による奨学金の貸与に関する事務

【27年12月議会】

①生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務

②私立高等学校等授業料軽減に関する事務

③私立高等学校等奨学金(学び直し支援金)の支給に関する事務

④私立高等学校等奨学金(学び直し支援金)の支給に関する事務

⑤特別支援教育奨励費(補助金)の支給に関する事務

⑥公立高等学校等奨学金(学び直し支援金)の支給に関する事務

⑦公立高等学校等奨学金の支給に関する事務

民間事業者のみならずも マイナンバーを扱います！

平成28年1月以降、以下の手続で従業員などの
マイナンバーを記載する必要があります。

- 健康保険や厚生年金の手続や、源泉徴収の手続
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の法定調書の提出 など



制度が始まるまでに、準備をお願いします。

マイナンバーに対応した
人事・給与などの
システム開発や改修

マイナンバーを適正に
扱うための従業員研修
や社内規程づくり

マイナンバーを含む
個人情報安全管理
措置の検討

特定個人情報*の管理は、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーの取扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けています。

*マイナンバーをその内容を含む個人情報をいいます。

ガイドラインに関する情報はこちら ▶ [特定個人情報保護委員会](#) [検索](#)

法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人*には法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。
マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

*法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。
(法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。)



【マイナンバー・法人番号の詳細はこちら】

公式サイト

マイナンバー

コールセンター (英語・韓国・ドイツ語)

0570-20-0178

平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

*一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

*ナビダイヤルは通話料がかかります。

*外国語対応(英語)は0570-20-02911におかけください。

平成27年4月からは、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語で対応。

検索

マイナンバー ツイッター

公式 Twitter

内閣官房社会保障改革
担当室(番号制度)

@MyNumber_PR

個人の皆様にも、大切なお知らせがあります。

今年の10月から、 あなたにも

マイナンバーが 通知されます。*

*マイナンバーの通知は、住民票の住所に送られます。
(住民票の住所と異なる場合にお住まいの方は、お住まいの市町村に住民票を移してください。)

マイナンバー(社会保障・税番号)とは
国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の
分野で個人の情報を適切かつ効率的に
管理するために活用されます。

※対象者は、住民票を有する全ての方
(中長期在留者や特別永住者などの外国人も含む)です。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

もうすぐ
はじまるよ!



家族みんなが読み終わったらチェック!

大切に保管してください。

個人番号の利用範囲

別表第一(第9条関係)

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

年金分野

労働分野

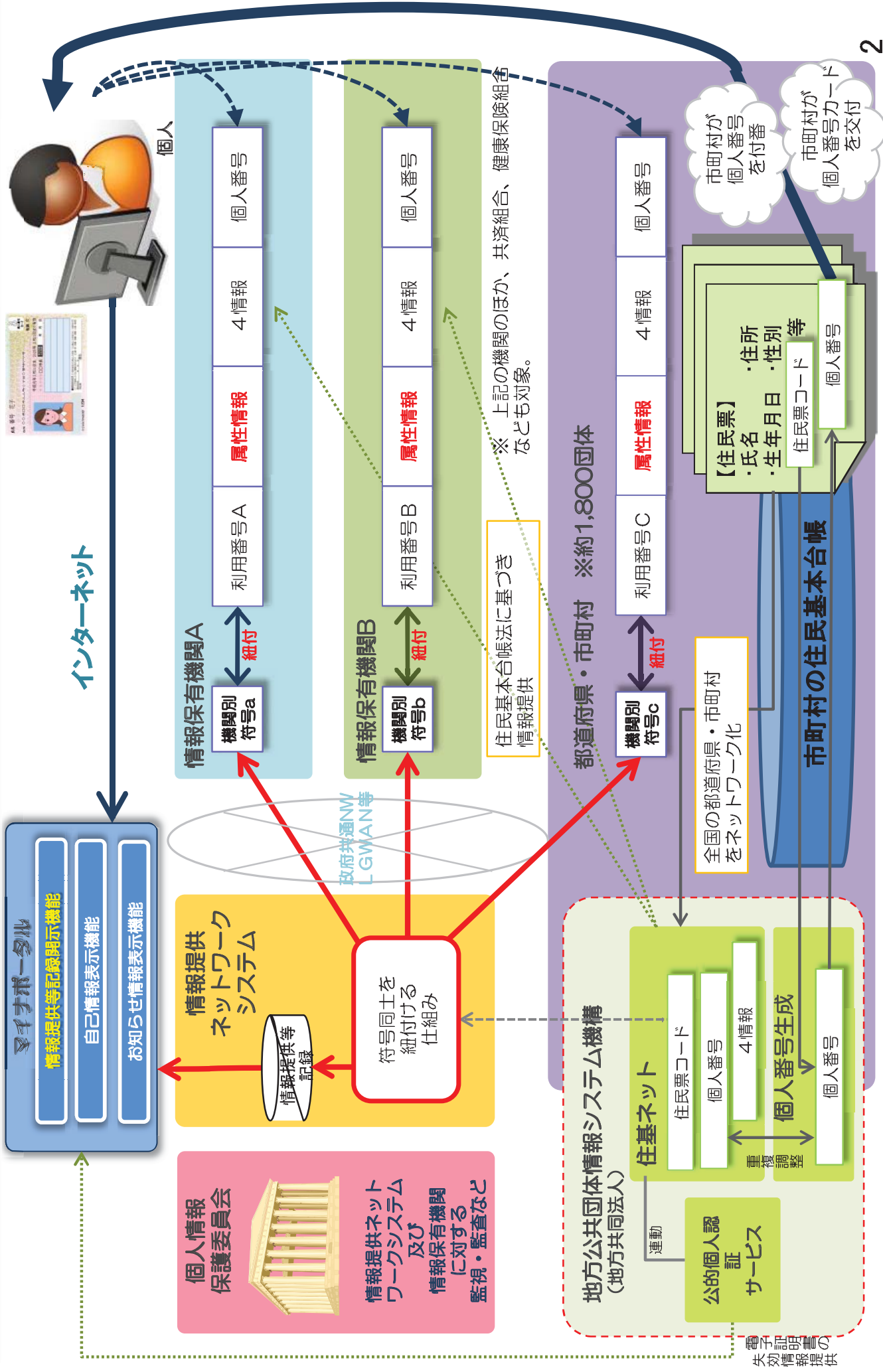
福祉・医療・その他分野

税分野

災害対策
分野

社会保障分野

社会保障・税番号制度における情報連携の全体像



住基ネットにおけるセキュリティ対策について

住基ネットについては、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えい等の事件や障害は一度も発生していない。

また、平成20年3月6日、住基ネットに関する訴訟において、最高裁は、住基ネットの技術上・法制度上の安全性を認め、個人情報漏えいする具体的な危険はない旨の判決を出している。これにより、司法においても住基ネットの安全性が認められている。

1 制度面・技術面での対策

<制度面>・利用目的の制限（法第30条の25）

- ・目的外利用の禁止（法第30条の29）
- ・関係職員の秘密保持等の義務付け（法第30条の26，第30条の30）
- ・罰則（法第42条）…2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

<技術面>・専用回線の利用、ファイアウォール等により外部からの不正侵入等を防止

（本人確認情報の提供及び利用の制限）

第三十条の二十五 都道府県知事は、第三十条の十三、第三十条の十五第一項若しくは第二項又は第三十七条第二項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

2 （略）

（受領者の本人確認情報の利用及び提供の制限）

第三十条の二十九 受領者は、その者が処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができるとされているものの遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報を利用し、又は提供するものとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。

（本人確認情報の電子計算機処理等に従事する市町村若しくは都道府県又は機構の職員等の秘密保持義務）

第三十条の二十六 本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 （略）

3 機構の役員若しくは職員（地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）第二十五条第一項に規定する本人確認情報保護委員会の委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、本人確認情報処理事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 （略）

（本人確認情報の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務）

第三十条の三十 第三十条の十から第三十条の十四まで又は第三十条の十五第二項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2・3 （略）

第四十二条 第三十条の二十六又は第三十条の三十の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 本県における運用面での対策

「徳島県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱」に基づき、次のようなセキュリティ対策を行うこととしている。

(1) 職員研修

年度当初に住基ネット関係職員に向けて、必要な知識を習得してもらうために、研修を実施する。

(2) 情報資産の管理

システム管理者である市町村課長が、本人確認情報を取り扱うことができる者を指定するとともに、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる。

(3) 入退室管理

市町村課長及び業務端末を設置する所属の長を入退室管理者に充て、適切な入退室の管理を行う。

(4) アクセス管理

市町村課長をアクセス管理責任者として、申請のあったもので承認されたものにだけ操作者権限を付与する。操作者権限は年度ごとに付与し、異動した職員等の操作者権限が失効するよう適切に管理する。

(5) 委託管理

外部委託に係る契約書においては、情報の保護に関し、再委託の禁止又は制限に関する事項、情報が記録された資料の保管、返還又は廃棄に関する事項等について定める。なお、必要に応じ受託者における当該外部委託に係るセキュリティ対策の実施状況について調査する。

【参考】

法第30条の15第1項第1号及び別表第5に規定する66種類の「法定利用事務」のうち、本県では13事務において住基ネットを利用している。

	事務	H27利用件数
1	恩給法による年金の支給に関する事務	294件
2	被爆者援護法による医療特別手当等の支給に関する事務	1,691件
3	地方税法等による地方税の賦課徴収又は調査に関する事務	7件
4	戦傷病者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	1件
5	建設業法による建設業の許可に関する事務	520件
6	消防法による危険物取扱者免状の交付等に関する事務	40件
7	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務	7件
8	宅地建物取引業法による免許・登録に関する事務	347件
9	旅券法による一般旅券の発給等に関する事務	12,940件
10	建築士法による二級建築士の免許等に関する事務	1件
11	フロン排出抑制法による登録、更新等に関する事務	13件
12	建設資材再資源化法による解体工事業者の登録に関する事務	3件
13	不動産鑑定評価法による鑑定業者の登録等に関する事務	5件

※3は、平成28年1月1日に追加

【参考2】

本県では住基法施行条例において16事務を規定しており、うち3事務において住基ネットを利用している。

	事務	H27利用件数
1	地方税の賦課徴収等に関する事務	47件
2	採石業者の登録に関する事務	—
3	公共事業用地の取得等に関する事務	—
4	砂利採取業者の登録に関する事務	—
5	中小企業設備近代化資金の貸付けに関する事務	—
6	中小企業高度化資金の貸付けに関する事務	—
7	地方法人特別税の賦課徴収等に関する事務	—
8	農地法による国有地の管理に関する事務	—
9	吏員恩給条例による年金の支給に関する事務	—
10	県立病院使用料等の徴収に関する事務	—
11	非常勤職員に対する公務災害補償等に関する事務	4件
12	心身障害者扶養共済制度条例による年金の支給に関する事務	456件
13	災害時における県民の安否確認に関する事務	—
14	県立学校授業料等の徴収に関する事務（教育委員会）	—
15	奨学金の貸与に係る債権の管理に関する事務（教育委員会）	—
16	住民監査請求の審査に関する事務（監査事務局）	3件
17	道路交通法による違反者への通告等に関する事務（公安委員会）	—
18	土地収用法による裁決等に関する事務（収容委員会）	—

※1、7は、平成28年1月1日に法定事務への移行に伴い削除

住基ネットの個人情報保護・セキュリティ確保のための措置

保有情報の制限・利用の制限

- ・ 都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、住民票コード及びこれらの変更情報に限定
- ・ 情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を限定
- ・ 住民票コードの民間利用を禁止、住民票コードはいつでも変更請求が可能

内部の不正利用の防止

- ・ システム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重(2年以下の懲役または100万円以下の罰金)
- ・ 操作者用ICカードやパスワードにより、操作者を限定
- ・ 追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存
- ・ 照会条件の限定

外部からの侵入防止

- ・ 専用回線の利用、指定情報処理機関が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知
- ・ 通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータを暗号化
- ・ 通信プロトコルは、SMTP、HTTP、FTP、Telnet等は使用せず。独自のアプリケーションによる通信

その他の措置

- ・ 情報を受領する行政機関等の職員等に守秘義務を課し、刑罰を加重(2年以下の懲役または100万円以下の罰金)
- ・ 全市区町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導、外部の監査法人によるシステム運営監査
- ・ 本人確認情報提供状況の開示を実施

→このような措置により、H14.8.5の一次稼働以来、住基ネットへのハッキングや情報漏えい等の事案は一件も発生していない。

住民基本台帳ネットワークシステムの安全性について ～平成20年3月6日最高裁判決より～

技術上の安全性について

本人確認情報の漏えい防止等の安全確保の措置として、技術的側面では、住基ネットシステムの構成機器等について相当嚴重なセキュリティ対策が講じられ、人的側面でも、人事管理、研修及び教育等種々の制度や運用基準が定められて実施されており、現時点において、住基ネットのセキュリティが不備なため本人確認情報に不当にアクセスされるなどして本人確認情報が漏えいする具体的な危険はない。

法制度上の安全性について

以下の事実に照らし、本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険性はない。

- ・ 住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われていること
- ・ 受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
- ・ 住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会設置することとして、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること

住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）

（趣旨）

第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（本人確認情報を利用することができる事務）

第二条 法第三十条の十五第一項第二号の条例で定める事務は、別表第一のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第三条 知事が行う法第三十条の十五第二項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務）

第四条 法第三十条の十五第二項第二号の条例で定める知事以外の執行機関及び事務は、別表第二のとおりとする。

（本人確認情報の開示に係る費用負担）

第五条 法第三十条の三十二第二項の規定により書面で本人確認情報の開示を受ける者は、当該書面の交付に要する費用を負担しなければならない。

（本人確認情報の保護に関する審議会）

第六条 徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）第五十条第一項に規定する徳島県個人情報保護審査会は、法第三十条の四十第一項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会とする。

附 則

この条例は、平成十四年八月五日から施行する。

附 則(平成二七年条例第三九号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十七年十月五日から、第三条の規定は平成二十八年一月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

- 一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）による採石業者の登録に関する事務であって規則で定めるもの
- 二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号のいずれかに該当するものに関する事業又はこれらの事業に係る同法第十六条に規定する関連事業の用に供する土地の取得又は使用に関する事務であって規則で定めるもの
- 三 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）による砂利採取業者の登録に関する事務であって規則で定めるもの
- 四 中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）附則第十六条の規定による廃止前の中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）第二十条第一項第二号イ又は中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法第二十一条第一項第二号イに規定する資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 五 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十二号）第四条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項第一号に規定する資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 六 農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた土地等の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 七 徳島県吏員恩給条例（昭和二十三年徳島県条例第四十七号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 八 徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）による使用料又は手数料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 九 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年徳島県条例第六十四号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
- 十 徳島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年徳島県条例第十五号）による年金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 十一 災害時における県民の安否の確認その他の被災者に対して緊急に行うべき事務であって規則で定めるもの

別表第二（第四条関係）

知事以外の 執行機関	事 務
一 教育委員会	徳島県立学校使用料、手数料徴収条例（昭和二十三年徳島県条例第十三号）による授業料又は受講料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
二 教育委員会	徳島県奨学金貸与条例（平成十四年徳島県条例第三十五号）による改正前の徳島県育英奨学金貸与条例（昭和四十一年徳島県条例第二十八号）又は徳島県奨学金貸与条例による奨学金の貸与に係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
三 監査委員	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）による住民監査請求に関する事務であって規則で定めるもの
四 公安委員会	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）による放置違反金の納付命令若しくは放置違反金等の徴収又は反則行為の通告に関する事務であって規則で定めるもの
五 収用委員会	土地収用法による土地等の収用若しくは使用若しくは損失の補償の裁決、明渡裁決の申立て又は協議の確認に関する事務であって規則で定めるもの